

## 「業務規程」等の一部改正新旧対照表

### 目次

	(ページ)
・ 業務規程の一部改正新旧対照表 .....	1
・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表 .....	2
・ 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表 .....	3
・ 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表 .....	4

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>( 売買の種類 )</p> <p>第 9 条 ( 略 )</p> <p>2 ~ 5 ( 略 )</p> <p>6 発行日取引は、内国株券の発行者が新たに発行する株券のうち、株主割当により発行されるものについては第25条第 1 項の規定により権利落として定める期日から、一般募集により発行されるものについては当該新株券の募集に係る申込期間満了の日の翌日以後の日から、それぞれ当該新株券発行の日の前日以後の日で当取引所が定める日まで行うものとし、当該売買最終日から起算して 4 日目の日に決済を行うものとする。ただし、株主割当により発行される新株券に係る売買開始日について、当取引所が必要と認める場合には、第25条第 1 項の規定により権利落として定める期日後の日とすることができる。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成17年 8 月 8 日から施行する。</p> <p>2 平成18年 1 月 3 日以前の日を権利を受ける者を確定するための基準日とする株式の分割により発行される新株券については、改正後の第 9 条第 6 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>( 売買の種類 )</p> <p>第 9 条 ( 略 )</p> <p>2 ~ 5 ( 略 )</p> <p>6 発行日取引は、内国株券の発行者が新たに発行する株券のうち、株主割当又は株式の分割により発行されるものについては第25条第 1 項の規定により権利落として定める期日から、一般募集により発行されるものについては当該新株券の募集に係る申込期間満了の日の翌日以後の日から、それぞれ当該新株券発行の日の前日以後の日で当取引所が定める日まで行うものとし、当該売買最終日から起算して 4 日目の日に決済を行うものとする。ただし、株主割当又は株式の分割により発行される新株券に係る売買開始日について、当取引所が必要と認める場合には、第25条第 1 項の規定により権利落として定める期日後の日とすることができる。</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧  
対照表

新	旧
<p><u>(株式分割の効力発生日等)</u></p> <p><u>第20条の2 上場会社(上場外国会社を除く。次項において同じ。)</u>は、<u>上場株券について株式分割を行う場合には、当該株式分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日の翌日を当該株式分割の効力発生日として定めるものとする。</u></p> <p><u>2 上場会社は、前項に規定する場合において、発行する株式の総数の増加に係る株主総会の決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、当該株式分割を行うことが確定する日から起算して5日目(休業日を除外する。)</u>の日以後の日を、<u>当該株式分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日とするものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成17年8月8日から施行する。</p> <p>2 改正後の第20条の2第1項の規定は、平成18年1月4日以後の日を基準日とする株式分割について適用する。</p>	<p>(新設)</p>

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(発行日取引の期間)</p> <p>第5条 規程第9条第6項に規定する当取引所が定める日は、当取引所が特に必要があると認めてその都度定める場合を除き、次の各号に定める日とする。</p> <p>(1) 新株券の発行日取引</p> <p>    a 株主割当により発行される場合         全株主に対する当該新株券発送の日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)</p> <p>    b (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成17年8月8日から施行する。</p> <p>2 平成18年1月3日以前の日を権利を受ける者を確定するための基準日とする株式の分割により発行される新株券については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>(発行日取引の期間)</p> <p>第5条 規程第9条第6項に規定する当取引所が定める日は、当取引所が特に必要があると認めてその都度定める場合を除き、次の各号に定める日とする。</p> <p>(1) 新株券の発行日取引</p> <p>    a 株主割当又は株式の分割により発行される場合         全株主に対する当該新株券発送の日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)</p> <p>    b (略)</p> <p>(2) (略)</p>

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>13 第10条（新株券等の上場）</p> <p>(1) 発行日取引による上場の取扱い基準</p> <p>a 新株引受権証書又は株主割当により発行される新株券が次に掲げる条件に適合している場合は、発行日取引により上場する。</p> <p>(a)～(c)（略）</p> <p>b～e（略）</p> <p>(2)～(5)（略）</p> <p>18 第13条（所属部の指定又は指定替え）関係</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 前(1)の規定にかかわらず、上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条の規定の適用を受ける上場会社が外国会社である場合の第3項に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。</p> <p>a・b（略）</p> <p>c (1) b及びfに掲げる書類（同(1) f 中 2 (4) b に規定する書類を除く。）</p> <p>(3)（略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成17年8月8日から施行する。</p> <p>2 平成18年1月3日以前の日を権利を受ける者を確定するための基準日とする株式分割により追加して発行される新株券については、改正後の13の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>13 第10条（新株券等の上場）</p> <p>(1) 発行日取引による上場の取扱い基準</p> <p>a 新株引受権証書若しくは株主割当により発行される新株券又は株式分割により追加して発行される新株券が次に掲げる条件に適合している場合は、発行日取引により上場する。</p> <p>(a)～(c)（略）</p> <p>b～e（略）</p> <p>(2)～(5)（略）</p> <p>18 第13条（所属部の指定又は指定替え）関係</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 前(1)の規定にかかわらず、上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条の規定の適用を受ける上場会社が外国会社である場合の第3項に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。</p> <p>a・b（略）</p> <p>c (1) b及びfに掲げる書類</p> <p>(3)（略）</p>